

室 報



ノイルピーン・ビルダーボーゲン資料センター（ノイルピーン市立博物館内）

◀目次▶

ノイルピーン・ビルダーボーゲン	2
2010年度人権問題研究室合同研究会	4
被差別部落の明示は差別なのか	6
慣習やしきたりをつくる「世間」とは	8

書評『子どもの発達障害・適応障害とメンタルヘルス』	10
人権問題研究室研究学習会 (2010年4月～2011年1月)	12
人権問題研究室合同研究会 2010年度 人権問題研究室 国際シンポジウム	

ノイルピーン・ビルダーボーゲン

宇佐美 幸彦

ノイルピーンはドイツのベルリン近郊の小都市で、ビルダーボーゲン発行の中心地として知られる。ビルダーボーゲン（以下ボーゲン）は19世紀の大衆的マスメディアで、今日のグラフィック雑誌の前身である。形式的には約30×40cmの一枚の紙に図版が大きく配置され、通常、説明の文章が付けられている [図1]。複数の絵をコマ割りのように配置して、物語展開をするものもある。内容的には、宗教的祈り、道徳的教訓、学習や図鑑などの教育、政治や社会的イベント、王室関連（結婚式、葬儀）の報道、文学的物語や歌謡の視覚化、美人画風の観賞、塗り絵や工作用モデルなど、さまざまである。ボーゲンは石版の高速印刷機で大量に印刷された。特に普仏戦争の戦闘場面などは、当時の愛国主義を反映して数十万部も発行された。しかし書籍とは違い、保存する価値などない単なるビラ扱いをうけ、また浮世絵のように芸術的な価値も認められなかったため、長い間、図書館などに所蔵されず、失われたものも多い。

ボーゲンはマスメディアの歴史、マンガの発展史を研究する上で貴重な存在であるが、19世紀の風俗や社会通念を理解するためにも興味深

い資料である。ここで19世紀の家庭観を示す作品を紹介したい。「男の子の遊び」、「女の子の遊び」という2枚のボーゲンがある。それぞれ16コマの絵が描かれ、子供の遊びが紹介されているが、「男の子の遊び」では軍人のまねをする遊びがほとんどで、9コマが剣や鉄砲を持ったり、歩哨に立ったりする子供を描いている。他の7コマは、御者、ボール（2コマ）、笛、鉄棒、九柱戯、縄跳びである。「女の子の遊び」を見ると、これが「遊び」なのかという疑問が生じる。16コマのうち、動物（鳥、犬、猫）との遊び（世話をする）が5コマ、働く（穂を摘む、妹の散髪）ものが2コマ、花を摘んだり自然（花や鳥）を眺めたりするものが4コマ、祈り2コマ、読書1コマで、常識的に考えて「遊戯」の範疇に入ると思われるのは、人形遊びをする2コマだけである。女の子にはあまり「遊び」がなかったのか。それともここでは女の子は家庭で働くべきと考え、「模範」だけが示されているのか。男子は「軍国少年」、女子は「家事労働者」として育てようとする「教育的」意図がこれらの作品にあると言える。

「さかさまの世界」という作品は、「長靴が人間を磨く」、「月が人を見る」、「犬が人間を調教する」など、現実とは反対の世界を設定し、これを図に示している。「さかさまの世界」は古くはハンス・ザックスの時代から世の中を滑稽化するために用いられた手法である。この発想は封建時代の社会制度に向けられると支配者と被支配者が逆転するという過激性を秘めている。しかしこの作品の最初に「男の子が編み物をする」という絵がある。編み物は女性がするもので、男性がするのはありえないというのが当時の社会通念であったようである。性別には極めて固定的な考えが支配的であったことの証左と言えよう。

現実離れた滑稽な世界を設定しているのは



[図1]「ヨーロッパ美人」

「愛の木」[図2]という作品も同じである。この絵は、男性たちが「果実」として「愛の木」にたわわに実り、娘たちがこの果実を獲得しようとする様子を描いている。当時の女性たちは



[図2]「愛の木」(1880年頃)

就職とはほとんど無縁で、結婚が人生で最も重要な事柄であった。この絵は、娘たちがいかに切実に結婚を望んでいるかを滑稽化して示している。説明文によると、彼女たちは木を揺さぶり、また泣き脅しをして男性の果実を得ようとするが、うまくいかない。最後には幹ごとノコギリで切り倒して、すべての娘たちが一人ずつ男性を獲得するとされている。女性たちの結婚への焦りが笑いの対象となっているが、ここに登場する女性たちは実にたくましい。女性は慎ましくすべきだと教えられ、求婚は男性からするのが当然とされていた時代に、女性の側から積極的に「男性刈り」に打って出て、初めの方法は効果がないと分かると、大胆にも木ごと切り倒し、自分たちの思いを遂げるというたいへん力強い女性たちである。男性はぶら下がっているだけで、意志も主体性も持たず、まったく受動的な存在である。

「現代女性の要求」[図3]にも活発な女性が登場する。心の中では思っている、現実的には男性に経済的に依存する妻の立場からは正面切って「要求」を持ち出すことは難しかったと想定されるが、こうした女性の声がかここでは代弁されている。全部で8項目の「要求」がな



[図3]「現代女性の要求」(1850年頃)

れている。概略を述べれば、第1「新聞などを読んでいないで、私(妻)と会話してほしい」、第2「私が新しい帽子や服を購入しても、文句を言わず黙っていなさい」、第3「私の問題に口を挟まないでほしい」、第4「私が財政的に困ったとき、私の借金を払ってほしい」、第5「私に十分な金銭を与え、その用途について指図をしないでほしい」、第6「私はあなた(夫)に忠実なので、忠実度を試すようなことはやめてほしい」、第7「舞踏会に連れて行ってほしい」、第8「私の意に反することは、無理にでも改めたい」 というものである。当時の社会的通念では、こうした「跳ね上がり」の妻は家庭不和の元であり、「悪女」の典型で、このような女性が登場しては困るという戒めのために作成された作品と考えるのが妥当かもしれない。一種の「さかさまの世界」を描いたものと解釈できる。しかし発言内容が正しいかどうかは別にしても、女性の側から「要求」を発言するという設定がなされているという点だけで、この作品は画期的であると評価できよう。ボーゲンは大衆・一般市民の身近な生活に深く根を下ろし、しかも現実を肯定するばかりでなく、大衆の空想的な願望や滑稽な発想によって現代へも通じる新しさをときとして示したと言えよう。

(文学部教授)

Ich danke Herrn Dr. Peter Schmidt, Bilderbogenzentrum Neuruppin, für die freundliche Genehmigung des Abbildens der Bilderbogen.

2010年度 人権問題研究室合同研究会

加戸 陽子

2010年9月16日に人権問題研究室合同研究会が開催された。今回は発達障害をテーマとし、講師には岡山大学大学院教育学研究科から2名の先生方をお招きし、柳原文正先生には「発達障害者の理解と支援」、仲矢明孝先生には「特別支援学校における教育の実際」について講演していただきました。

1. 「発達障害者の理解と支援」

発達障害が気づかれやすくなった背景として、近年の子どもをとりまく地域や家庭環境、授業内容の変化によってその臨床特性が浮き彫りになりやすい状況にあることもその一因として考えられる。また、ニートや被虐待、いじめなどの諸問題と発達障害との関連が少なからずあり、学齢期のみならず発達障害の高等教育段階での理解と支援に対するニーズが高まっている。

注意欠陥/多動性障害や広汎性発達障害、学習障害は一見周囲からは障害をかかえていることが気づかれにくい場合が多い。近年の発達障害をとまなう学生の実態調査（日本学生支援機構2009）から、在籍状況や彼らが大学生活の中でかかえやすい以下のような諸困難について、具体的にどのように体験されているか当事者の立場に立った詳細な解説が加えられた。学業面では「教員の話聞きながらノートをとることが難しい、試験の日程を聞き間違えたために受験できなかった、レポートの提出期限が守れない、一生懸命取り組んでも成果が上がらない」、学習環境については「プロジェクターの音がうるさく講義に集中できない、教室内の他の学生の私語が耳について我慢できない、突然の教室変更に対応できず授業に出席できない」といったことがあげられ、事情を知らない周囲の者にとってはまさに本人の努力不足や性格特性などと誤解しやすく、大学生活では特に生じ

やすい事態である。これらはまさに発達障害によって生じる聴覚情報を記憶に適切に留めながら作業をすることの困難、重要な情報とそうでない情報との識別の問題、物事の優先順位の判断の困難や目標に向けた効率の良い計画の立案と遂行、状況に応じた柔軟な変更の困難といった諸特性との関連が推測されるものである。また、日常生活面では友人関係やゼミ、サークル活動での失敗や相手が戸惑うような振る舞いをしてしまうといったことがあり、これらの辛い経験の累積によって自尊心が低下したり、情緒不安定になるといった問題が引き起こされやすいことが留意される。さらに、教員が助言として投げかけた言葉を字義通りに解釈してしまい、適切な行動がとれにくいという問題は話者の期待や意図の読み取りが難しいという広汎性発達障害の臨床特性によるものであるが、それと同時に何気ない普段のわたしたちの言葉がけがいかに曖昧であるかということに改めて気づかされる。

大学における支援で発達障害をとまなう学生のニーズとしては「学内教職員との連携・協力（日本学生支援機構・国立特別支援教育総合研究所2007）」が多いという実情に対し、教職員に求められる理解として「学生の相談相手となるキーパーソンやピア・サポーターの必要性、診断の有無にかかわらず本人の感じている困難や自己不全感の解決に力点を置く、定期的な面接により困難を抱えていないか確認する、気持



ちの整理をするための部屋の確保、本人の了解のもとに周囲への説明を行い、理解をもとめる」といったことが考えられている。これらをはじめとした発達障害をともなう人々への支援の多くは特殊なものではなく、周囲の学生にとっても受け入れやすく役立つ配慮であり、障害の有無にかかわらず、大学生活に何らかの適応のしづらさを感じているその他の学生にとっても有用なユニバーサルデザインの支援であることが強調された。

2. 「特別支援学校における教育の実際」

長年特別支援学校に勤務されていたご経験から、特別支援教育で重視されている個のニーズに対応した指導・支援のためにどのような日々の授業づくりがなされているかという点を中心に実際の指導場面の映像を通してお話しいただいた。

環境の把握の仕方、身体の諸能力や補助的手段の活用状況、コミュニケーション能力といった子どもの実態把握にもとづき、個々の子どもの将来的な自立や社会参加に向けた現在の課題を見極め、授業指導案の作成とそれにもとづく実践がなされていく。まず、自分の意志を適切なことばをもちいて伝えることが難しい子どもさんへの指導例では、給食時間でおかずを増やす / 減らすという意志表示行動の獲得を目指した教育活動が紹介された。障害をともなう方が相手に伝わるような意志表示や自己決定の手段を身につけるということは重要なテーマの1つであり、早い段階からの意志表示や物事を選択するという学習の積み重ねは、その後の生活の質に大きな影響をもつ。また、授業づくりでは一人ひとりの子どもへの指導は実生活へと結びつけられていかねばならない。子どもの自然な生活の文脈の中で“どのおかずを、どのようにしたいのか？”という問いの意味を十分に理解し、そして本人の本当の意志を反映させた反応ができるようになるまでの丁寧かつ無駄のない指導の積み重ねの素晴らしさやそのような教育実践の難しさを指導経過にともなう子どもの変化を通じて実感することができた。

次の指導例では、授業中の子どもの反応にこそ指導の結果が表れているという見地から、指

導の様子のビデオ記録の分析による教育活動の検討、評価を行う様子が紹介された。指導がなされていた子どもさんには意図伝達の問題とともに、相手の説明を理解することの困難があり、こうした困難を軽減するための新たなスキルの獲得が課題とされていた。絵や写真カードという視覚的に捉えやすいツールが使えるようになることを目指し、ツールの刺激内容と具体物との対応を理解させる段階から、ツールを指さしすることによる自発要求、ツールを用いた相手からの指示の理解へと徐々に発展させる指導が行われていた。ビデオ分析により客観的に教師自身の指導場面を確認していくことで、授業の最中に子どもの反応に十分に対応しきれていなかったり、子どもにとって理解できる活動・課題の設定として不十分であったために生じた子どもとのやりとりの“ズレ”を確認し、冷静にその問題を受け止め柔軟かつ適切に対応することにより、その後の指導方法の修正へとつなげる様子の解説がなされた。その後の指導経過で言葉でうまく伝えられない自分の意志が教員に伝わったことが実感できた時のぱっと嬉しそうに笑顔がこぼれる様子は印象深いものであった。

こうした教育活動の成果が子どもたち一人ひとりの実生活に結びつくためには保護者との共通理解が不可欠であり、授業は教員と保護者との“チーム”によって作り上げられ、その結果として子どもの小さな変化は非常に大きな喜びになると述べられ、特別支援教育を行う上で必要とされる教師の分析的視点や子どもへのまなざしが伝わってきた。（文学部准教授）



被差別部落の明示は差別なのか

住田 一郎

1) 被差別部落の所在地を問う

1969年7月から2002年3月までの33年間施行されてきた「同和対策事業特別措置法」（以下「特措法」）下、多種多様な同和対策事業の実施によっていわゆる被差別部落の「実態的差別」状況は大きく改善されてきた。その成果の上に、部落差別解決のもう一方の課題とされる「心理的差別」の解消にむけた、被差別部落側からの主体的なカムアウトの重要性について私は提起してきた。今日なお、部落差別がなされているとするなら、差別の対象である被差別部落・部落民は存在するに違いない。同和対策事業の実施にあたり全国で約4500の地区が被差別部落（同和地区）として各自治体によって特定され、地区住民も同和事業の受け皿として自ら被差別部落・部落民である事実を受け入れてきた。生身の部落民は存在している。にもかかわらず、被差別部落住民の「被差別心情（差別への戦きや恐れを核とする）」を誘引するものとして、各自治体等は被差別部落・部落民を明示することに躊躇してきたばかりか、オープンにする、されることをも極力避け（隠蔽し）、被差別部落かどうかの問い合せすら「部落差別」に結びつくものとして拒絶してきた。この対応は1971年の部落解放同盟大会で決定されたいわゆる朝田理論の第三項目「差別観念は空気のように社会意識として一般大衆の意識の中に存在している」との認識が受け入れられ、〈社会意識として存在する差別観念〉と被差別部落の明示が直ちに共鳴し部落差別を生み出すと考えられていたからである。

しかし、「特措法」終了後（2002年3月末）の被差別部落を巡る内外の状況は先のように隠蔽しつづけることは許されなくなっている。例えば、各自治体の窓口には「○○地区は同和（被差別部落）地区ですか」との問い合せが後を絶たないが、ほとんどの自治体はこれまで「答えないだけではなく、何故そのようなことを聞くのか」とあたかも部落差別であるかの対応がマニュアル化されていた。「被差別部落地区を問うことすなわち部落差別」としての対応であ

る。ところが、「同和対策事業によって建設された施設や住宅はどこにありますか」と窓口で問われれば、各自治体は「部落差別」として気色ばむこともできず、答えないわけにはいかない。なぜなら、たとえ部落差別問題と密接な関連がある同和対策事業であったとしても公的資金（税金）によって実施された公共事業を非公開にすることは基本的にはできないからである。問い合せ者が後者の手法を取れば、容易に所期の目的は達成できるのである。

2) インターネット上での公開

次に、公開された部落問題を扱う書籍の内容をインターネット上に掲載した場合、それは部落差別を社会にふりまく悪質な部落差別問題となるのだろうか。具体的に話を進めよう。鳥取ループというWebサイトに『大阪市同和事業促進協議会10年の歩み（1963年）』（以下『10年の歩み』）から、大阪市内の被差別部落の所在地を地図上に明示したページがそのまま「大阪市内の同和地区一覧」とのタイトルで現時点においても公開されている。

「大阪法務局からブログ運営会社経由で削除要請がきました。下記記載の情報を掲載することは、同和地区住民に対する差別を助長する行為に該当するもので削除願います。」との削除要請がきたことを主催者は紹介する。同時に、主催者は大阪法務局に問い合せた事実を基に、「法務局によれば、『これは「お願い」であって行政指導ではない、従う義務はない』『ネットに同和地区の場所を書いても、削除要請には従わなくてもよい』と大阪法務局のお墨付きが得られました」ので、引き続き公開する、と宣言する。

この『10年の歩み』から引用して、鳥取ループは被差別部落の顕在化を目的として「大阪市内の同和地区一覧」名でネット上に公開した。引用されたネット上の内容が部落差別を助長するというなら、原資料である公開された書籍の内容は部落差別を誘引することにはならないのかとの疑問が起こる。ネット上の公開は、その

影響力において小部数の書籍よりはるかに大きい、公開されるという点では質的影響力に違いはないからである。

私は公刊された『10年の歩み』（私の父は大阪市同促協の理事を勤めており、そのときに書いた著書である）は、当時の被差別部落の厳しい実態を、その改善に取り組む地区住民及び大阪市当局の動きに則して紹介するものであり、公開（広く読まれること）が前提とされており、ネット上に掲載されることも問題はないと考えている。

しかし、私の立場（被差別部落をオープンにすることやカムアウト）に対する強力な批判が存在する。その批判の要点は「部落差別等」を禁止する国内法が存在しない中で、被差別部落・部落民を明らかにするカムアウトの提唱は、結果的に部落差別を拡大することにしかならない、ということらしい。しかしながら、一切のタブーを廃して被差別部落・部落民をオープンにすること、部落差別がなされることは本来次元が違う問題である。カムアウトすること、また被差別部落・部落民がオープンにされること、は差別を惹起するが故に、オープンにされてはならないのなら、極端にいうなら、被差別部落・部落民に関する古地図・文献・映像等々も一切オープンにされてはならないことになってしまう。それに対して、自主規制として「研究者のみ閲覧可」としていると抗弁するのだろうか、しかし、研究者と一般読者との様に仕分けするのか、そもそも何をもってその文献の内容が「部落差別」であり、「部落差別」を誘引するといえるのか。その議論もオープンにされないままでは疑問が増すばかりである。少なくとも、私にとって私の住む場所が被差別部落であると知られること、私が部落民であると明らかにされることは客観的事実でしかなく決して部落差別ではない。

3) 部落差別禁止法はどのような過程で制定されるべきか

畑中敏之氏（立命館大学）は今日の部落差別問題を「『隠蔽』と『暴露』の共犯関係」ではないかと指摘する。同和対策事業によって実施された諸施策は基本的にオープンにされねばならない。私たち被差別部落民は同和対策事業がオープンにされることを拒むなら正当な理由をもたない。なぜなら、私たちは同和対策事業の受け皿として被差別部落民である事実を受け入れ

てきたからである。歴史的社会的に組み込まれてきた被差別部落は地域社会に根付いた存在であり、地域差別といわれる所以でもある。この客観的事実としての記憶を抹消することは、たとえ当事者である被差別部落民であってもできることではない。部落差別問題の解決は被差別部落の歴史的事実を抹殺することではないはずである。かつて私たちの祖先が穢多であり非人であって何が悪いのか、という毅然とした姿勢が問われているのである。被差別部落・部落民を「隠蔽」する心根の中に、差別行為を恐れることもあるだろうが、同時に、私たち部落民の中に根拠のない被差別部落への「負い目」が潜んでいることも事実である。それ故、部落差別問題から逃避する出身者も数多く存在するのである。彼等ひっそりと生活している部落民の出自を暴くものとして、非部落者からの「暴露」が非難されるだけでなく、部落民自身によるカムアウトすら「暴露」の一種として受け入れられない状況が見られる。もちろん、部落を卑下することなくカムアウトの必要性を積極的に認めない部落民も存在するが、彼等のあり方にしても、今日部落差別問題が完全に解決した結果を受けての選択である、とはいえない。私の主張は「暴露」が「暴露」の意味をなさないためのカムアウトなのであり、同時に、理不尽な部落差別事象と感じた時点で、まずは個人として異議申し立てを行い論議の場を設けることの提案でもある。

私は法的規制一般を否定するわけではない。しかしながら、殊に、部落差別において何をもって差別とするのか、誰を部落民とするのかさえいまだ不明確な状況の中では、法が規制する内容すら定まらない状況にある。ましてや、部落民に対する人々の「差別的眼差し」や「人々の内面にある差別意識」等を法的にどのように規制することができるのか。私が被差別部落・部落民をオープンにし、カムアウトするべきだと提起するのは部落問題への一切のタブーをなくす営みを通じて、逆に部落差別が浮き彫りになるのではないかと考えるからである。そして浮き彫りになった（ならねば部落差別は解決しているのだろう）部落差別の被害者への具体的な救済と、部落差別を禁止する法律のイメージも作られるだろう。差別禁止法は、まず私の提起するカムアウトが受け入れられ、広範な議論を保障したうえで必要とされるなら、制定されることに私は反対ではない。（委嘱研究員）

関西大学堺市民人権講座の開催報告

慣習やしきたりをつくる「世間」とは

～文化のなかのジェンダーを考える～

源 淳子

講座までの経過

2010年9月24日(金) 14時から堺市民会館で「関西大学堺市民人権講座」が開催された。関西大学人権問題研究室と各市との共催は2004年から始まっている。一方で、15年前から学内で行われてきた「公開講座」は2009年度までに60回を数えるが、人権問題研究室の研究成果を地域社会に還元することを目的として各市との共催が始まった。これまで吹田市をはじめ茨木市、豊中市、桑名市で行われ、今年度は堺市に決まった。関西大学が人間健康学部を堺市に堺キャンパスとして開校したという縁もあったのである。

人権問題研究室と堺市の話し合いの結果、身近なジェンダー問題をテーマとすることに決まった。それは、生活のなかの慣習や風習などあたりまえのこととして見過ごされがちな事柄である。講師としてジェンダー班のなかからわたしに決まった。その後、堺市の担当者との何回かのやりとりの結果、テーマが決まった。「慣習やしきたりをつくる『世間』とは～文化のなかのジェンダーを考える～」という長いタイトルである。堺市が作成したチラシには、タイトルの下に「私たちの生活のなかには慣習やしきたりがあり、それに縛られていることがあります。それがジェンダーの問題であること、また、それらがどのようにつくられたかを知り、そこから解放される道があるかを探ります」と書かれていた。

堺市は、ジェンダー問題については先駆的な役割を果たしてきたというわたしの認識がある。それは市民グループの活動が堺市を動かしたとあっていい。昨年行われた「日本女性会議2009さかい」では17の分科会があったが、ジェンダーの視点が各分科会に採り入れられていた。そのことは、今年京都で開催された「日本女性会議2010きょうと」と比較するとより鮮明になる。京都は11の分科会があったが、ジェンダーの視点のない分科会が多い。堺市との対照

が浮き彫りになる。

今回の講座には、昨年の「日本女性会議」でも活躍したボランティアグループが運営に協力した。L.C.C・クリエイト21と泉北おんなの大学である。つまり、堺市との共催ではなく、こうしたボランティアグループの協力が講座を支えていたのである。それは、「公共」の空間を市民とつくることを意味している。

7月上旬にチラシが作成され、配布された。わたしは約束の9月上旬にレジュメを送り、当日を待つだけになった。しかし、連日の猛暑が9月に入ってから続き、受講の申し込みは40人ばかりと聞いた。40人くらいだったら、グループディスカッションができると思って楽しみにしていた。グループディスカッションは受講者がよりテーマを認識することを期待できるからである。大学でもやりたいけど、人数が多くてなかなかできないのが実状である。

講座の内容

連日の猛暑がウソのようになった開催当日は、秋が一段と深まったような涼しさである。そして、堺市民会館に着いて驚いたのは、「会場」が広がったことである。参加人数が当初と違っていただ。思い描いていたグループディスカッションは無理と判断した。ちなみに当日の参加人数は89人だった。どこの講座でもある傾向だ



堺市と共催した市民人権講座

が、参加者に若い人は少なく、中高年がほとんどである。ただ、テーマの割には男性が多く驚いた。「世間」では、「ジェンダー」への関心がけっして高まっているとはいえないのだが。

講座の司会は石元清英室長が行った。堺市市民人権局の八木由里子理事の挨拶に続き、石元室長から今回の講座を開催するにあたっての経緯が話された。

以下、わたしの講座の概略を書くことにする。ただ、自分が話したことを自分で「書く」というのはいささか気恥ずかしいというか、少し変という気持ちもある。聞いた人に書いてもらうのがいいと思うが、「報告」を書くことを了承したので致し方ない。しかし、書き始めて違和感があるのは事実である。

わたしは、「世間」をつくってきた歴史（近世と近代—とくに近代を中心に）とジェンダーによる男性・女性の「一人前意識」の形成、およびその生き方や関係性を話した。そのためにまず、「世間」の研究者である阿部謹也の「世間」の思考を援用して説明した。まず、近世幕藩体制のなかでの五人組や檀家制度を通してつくられた人間関係が「ムラ意識のなかでの慣習やしきたり」の基層になっていたこと。それはまた、集団主義と村八分が共同体の表裏の関係であることなどを示した。

次に、近代日本の天皇制国家における「世間」を話した。ことに日本ファシズム体制のなかで男性・女性の「一人前意識」がどのようにつくられたかである。「戦時体制」を支えた男性・女性の生き方には、戸籍制度、徴兵制度、家制度、公娼制度、隣組制度などを自ら固定化していったといっている。そうした制度のなかで男性・女性のそれぞれの「一人前」が形成された。実際には自ら「形成していった」といっているだろう。そして、そうした枠からはずれた人間は「一人前」とはみなされなかった。それをまとめれば、「ムラ意識とイエ意識のなかでの慣習やしきたり」がそのまま国家（国体）に組み込まれていく。それが広い意味での「世間」であった。

では戦後、国体を形成した「世間」は総括され、相対化されたのであろうか。現代もなお残されているのではないだろうか。ジェンダーによる性別役割分業、男性中心社会、そして残存する慣習やしきたりがあたかも「伝統」や「文

化」などと呼ばれているのではないだろうか。つまり、ジェンダーの視点でわたしたちの生き方や関係性を見直すことが大切ではないかというのが、わたしの論旨であった。

レジュメに沿って1時間30分話したあと、質疑応答に入った。大きな会場で挙手して質問するのは並大抵のことではないが、次々と続いた。質問のなかでいまでも印象に残っているのは、まずは「清め塩」のことである。お通夜やお葬式に参列し、自宅に入る前に身体に振りかけたり踏んだりする「清め塩」である。葬儀社が「必要な方はお取りください」というかたちで置いているというのだ。なぜ必要とする人がいるのか。触穢思想や習俗・慣習との深い因果関係があるといえよう。

また、「若い人の考え方」を質問した人がいた。「今どきの若い子は何を考えているかわからない」といいたいのだと思った。確かに大学生と接していると、「自分の考えをもつ」ことに積極的ではない学生も少なくない。講義で「慰安婦」問題や性別役割分業の問題や「大峰山女人禁制」の問題などの事例を示し、それに賛否両論の意見や思想を示したとき、「真ん中を教えてほしい」と質問した学生に慌てた体験を話した。「真ん中」など予想もできない。もしあるとすれば、「無関心」という他ない。

ドメスティック・バイオレンスの質問もあった。夫婦間や恋人間における暴力をいうが、相手を支配するところに起因する。近代日本の教育の根本思想となっていた『教育勅語』の「夫婦相和シ」は夫が主であり、けっして対等な夫婦関係ではなかった。では、現在の夫婦関係は対等だろうか。男女平等をめざす具体的な姿が見えないという意見もあったが、女性が被害者になることが多いDVや性暴力事件をみると、けっして男女平等の世界が構築されているとはいえないのである。

予定の時間をオーバーして質問が続いた。予想外だったので、とても勉強になったし、うれしかった。市民会館を出ると、心地よい秋風が吹いていた。

数日後、堺市から受講者のアンケート回答が送られてきた。55人が感想を書いてくださった。わたしの研究の糧となる大事な「感想文」になった。（委嘱研究員）

書評

安藤美華代・加戸陽子・眞田敏編著

『子どもの発達障害・適応障害とメンタルヘルス』

ミネルヴァ書房



評者：藤江 康彦

本書は、発達障害や適応障害をめぐる、近年ますます複雑化しつつある学校における子どものメンタルヘルスの問題への対処に向けて、理論的実践的知見を提供している。執筆者が医学研究者、心理学者、臨床心理士、教師、と広く子どもの発達支援に関わる専門家にわたっていることから本書の目指すところが明らかであろう。

本書は、大きく2つのパートからなる。一つには、「発達障害・適応障害への理解と支援」に関するパートである。医学研究や心理学研究の知見に基づいて、広汎性発達障害、注意欠陥／多動性障害、学習障害、適応障害、不登校、いじめ、不安・抑うつ、学業不振児、の特徴や支援のあり方について述べられている。二つには、「学校現場における支援の実際」に関するパートである。教師（学校長、担任教師）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーが出逢った、学校でしんどい思いをしている子どもとのかかわりについて記されている。いずれのパートも児童・生徒の発達支援を志す学生、学校関係者、カウンセラーにとっては必読である。その理由を本書の特徴とあわせて以下に述べたい。

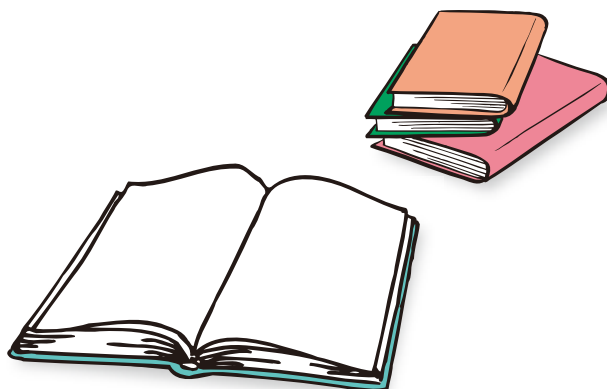
一つには、発達障害や適応障害の特徴、メカニズム、アセスメントについて、医学的、心理学的知見が、基礎的事項から最新のものまで平易にかつ整理されて示されている点である。子どもへの支援は決してセンスやマインドだけでは果たすことができない。支援者側の知識ベースや理論的フレームの確立に向けては、実践、

臨床経験だけではなく調査研究の知見に触れることが必須である。テキストにもなりハンドブックにもなりうる本書はその期待に十分応えるものである。

二つには、教育的支援のあり方が、医学研究や心理学研究の知見に結びつけられつつ示されている点である。現場で子どもと向き合い支援を行うのは教師やカウンセラーといった実践者である。その際にまずよりどころとなるのは実践者の経験に基づく実践的見識である。他方で、子どもが経験するしんどさは極めて個別적であり、教師のナラティブベースな実践的見識を超える場合が多い。そのようなとき、新たな支援の可能性を開くものとして研究に基づくエビデンスベースな知見を位置づけたい。本書は、実践者が研究知見を取り込みながら実践的見識を再構成していくことをうながすといってもよいだろう。例えば、本書で紹介されている「応用行動分析的アプローチ」は、「原因を子どもの障害に求めず、子どものおかれている状況や周囲との相互作用に目を向け、介入のポイントを見極め一貫性のある手法によって改善を図るもの」(44頁)である。教育的支援の手だてを考える際には、「支援」という目的のもと、当事者への対処にのみ焦点が当たりがちである。しかし、社会や環境との相互作用から障害が顕在化するという見方にたてば、相互作用という分析単位でとらえていくことが必須となる。応用行動分析的アプローチを学ぶことで、それを取り込みつつ、教師がそれまで経験的に蓄積してきた見識が再構成されるのである。

三つには、特別支援教育や学校教育に対する示唆が随所に示されている点である。例えば、学習障害において学習性無力感は「二次障害」の代表例であるが、子どもの、「できないから回避する」という判断に基づいているのではなく、できることを「できない」と判断してしまう「認知的バイアスの表れ」(102頁)の可能性があるという。「二次障害」は、児童・生徒理解をより精緻にし、支援の選択肢を広げる大変重要な概念である。同時にそれゆえ、ともすると便利に使いすぎてしまい予見を招いたり、別の問題を見えなくしてしまう可能性もある。先に述べたように、本書では重要な研究知見が整理されているがゆえに、併せてこのような指摘が提示されていることの意味は大きい。同様に、これまで学業不振児、アンダーアチーバーとよばれてきた子どもたちの一部がLDとして理解されるようになったことに対して、その意義を認めつつ、一方で「『少し変わっているが〇〇博士』、『勉強が嫌いなひょうきん者』などと学校の中でもそれぞれの役割や居場所があたえられてきた子どもたちが、子ども社会の中で排除されかねない風土が社会全体に生まれてきたとはいえないであろうか」(94頁)という指摘もなされている。この指摘は特別支援教育や発達障害研究が本質的に内包する課題であり非常に重いものであるが、現代の学校教育のありよう自体をあらためて問うことを私たちに要求する。

以上のように、第1部だけでも私たちに様々な知見を与えつつ問いを投げかける。第2部の実践事例も、読む者がどのように学校や子どもとかかわっているかに応じて、同様に多くの問いを投げかけてくる。例えば、第2章の「学習障害・注意欠陥多動性障害をとまなう中1生徒とのかかわり：担任による校内支援体制づくりに基づく支援」で対象となっている生徒は、小学校や中学校の教室でのフィールドワークを研究の中心としている評者にとっても、決して特別な存在ではない。どの学校のどの教室でも必ず見かける具体的な〇〇くんと重なって映る。執筆者である担任教師が特別支援について「『心穏やかで、落ち着いた学校生活を過ごすためには、いかに環境を整え、わかりやすい楽しい授業を実現するか』『学校に行って友達と会えることが嬉しいと感じられるか』というもっとも基本的で当たり前の教育活動を行うことができているか、ということである」(204頁)と述べているが、このことがなにより難しいということも、多くの教師と接する中で評者自身強く感じている。他方で、評者が指導する、教師を目指す学生たちも学校における発達障害児への対応のあり方、いじめや不登校に多大な関心を寄せ、卒業論文のテーマに選ぶ学生も少なくない。本書は学校関係者だけでなく教員志望者にとっても必読となろう。(文学部准教授)



人権問題研究室研究学習会(2010年4月～2011年1月)

日時	テーマ	講師	会場
4月16日(金)	靖国神社問題を考える -学生のアンケート調査から	源 淳子 (委嘱研究員)	人権問題研究室
5月14日(金)	『障害者の権利条約とは何か ～制定過程と教育の課題を中心に～』	松波 めぐみ (委嘱研究員)	人権問題研究室
6月11日(金)	カザフスタン、ウズベキスタンの朝鮮人 -中央アジアのコリアンを訪ねる旅2010.5に参加して-	飛田 雄一 (委嘱研究員)	人権問題研究室
7月9日(金)	「茨木市における同和行政の推移と今後の方向」 パート2 -同和地区の実践より-	大和 勇三 (茨木市人権センター)	人権問題研究室
10月8日(金)	日本・国家神道の植民地進出とその展開	梁 永厚 (元委嘱研究員)	人権問題研究室
11月12日(金)	発達障害者に対する就労支援の取り組み	中村 隆行 (芦原技術専門学校非常勤講師)	人権問題研究室
12月10日(金)	「ありのままのわたしを生きる」ために	土肥 いつき (京都府立高校教員)	人権問題研究室
1月14日(金)	国際人権論から見た部落問題	トーマス・ウィルソン (法学研究科・研究生) 吉田 徳夫 (法学部教授)	人権問題研究室

人権問題研究室合同研究会

開催日	テーマ	講師	会場
9月16日(木)	発達障害者の理解と支援	柳原 正文 (岡山大学大学院教授)	関西大学校友・父母会館 GF会議室
	特別支援学校における 教育の実践	仲矢 明孝 (岡山大学大学院教授)	

2010年度 人権問題研究室 国際シンポジウム

開催日	テーマ	講師	会場
11月20日(土)	中国朝鮮族の視点から見た日本の 歴史教科書改訂問題	姜 龍範 (延辺大学人文社会科学学院院長)	尚文館1階 マルチメディア AV大教室
	韓国における日本軍「慰安婦」 へのまなざしの亀裂 -ニューライトを中心に-	河 棕文 (韓神大学日本地域学科教授)	
	時代の証言の後にくるもの -メディアによる記憶と歴史認識-	マルティン・リーパッハ (フリッツ・パウアー研究所 ユダヤ博物館教育部門長)	

編集後記

本号では19世紀当時のドイツの男性・女性にまつわる社会的通念を窺い知る貴重な資料の紹介、そして部落・ジェンダー・障害者問題の現状と問題提起がそれぞれなされています。これらの諸問題は常にわたしたちの身近にあります。社会的状況の変化とともに改めて気づかれるさまざまな

課題についてご参考としていただけましたら幸いです。
(加戸 陽子)

関西大学人権問題研究室室報 第46号
2011年1月10日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>